

新宮町男女共同参画審議会の委員を募集します

本審議会は、新宮町男女共同参画推進条例の規定に基づき、新宮町男女共同参画基本計画、その他の男女共同参画の推進に関する事項を調査・審議し、意見を述べる機関として設置しています。

町の男女共同参画推進に広く町民の意見を反映させるため、新宮町男女共同参画審議会の委員を公募します。

【応募資格】

男女共同参画社会の促進に理解と熱意があり、次の要件に該当する人

○応募日現在18歳以上で町内在住の人

○月曜日～金曜日に開催する審議会に出席可能な人

○国もしくは地方公共団体の議員または町の常勤の職員でない人

【任期】

6か月（令和8年1月1日～6月30日）

※前任者の残任期間での募集、再任となる可能性あり

【募集人数】 1人

※委員は公募以外に、識見を有する者、町内関係団体の推薦者など10人以内で組織されます。

【活動内容】

年に数回行う審議会へ出席し、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項について調査審議するほか、新宮町男女共同参画基本計画に基づき実施する施策の実施状況に意見を述べてもらいます。

※審議会1回につき3,000円の報酬あり

【応募方法】

指定の応募用紙に必要事項を記入し、募集期間内に持参、郵送、ファックスまたは電子メールで提出してください。

※応募用紙は、町ホームページおよび役場総務課で配布しています。

【募集締切】

11月28日（金）午後5時（必着）

【選考】

提出書類により審査します。

※面接を行う場合があります。

※選考結果は文書で応募者全員に通知します。

【申込・問い合わせ先】 役場総務課

☎963-1730（直）

FAX962-2078

✉jinken@town.shingu.fukuoka.jp

心配ごと・福祉なんでも相談



みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 10月14日（火）午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員、行政相談委員
社会福祉協議会職員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情、高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

問い合わせ先 町社会福祉協議会

☎963-0921（直）